

四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付要綱

令和3年7月1日

告示第128号

(目的)

第1条 この告示は、空家を取得し、又はリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内で四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内の空家の有効活用を通して住宅ストックの循環を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 居住の用に供されていないことが常態である一戸建ての住宅（併用住宅にあっては、人の居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上であるものに限る。）をいう。
- (2) 有償取得者 三親等内の親族以外から売買等の有償譲渡契約により空家を取得する者をいう。
- (3) 無償取得者 贈与等の無償譲渡契約により空家を取得した者又は三親等内の親族から売買等の有償譲渡契約により空家を取得した者をいう。
- (4) リフォーム工事 住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、住宅の全部又は一部の修繕、補修又は模様替えを行う工事をいう。
- (5) 工事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の建設業者で、市内に所在する営業所において同法第3条第1項の許可を受けている者をいう。
- (6) 居住 生活の本拠とし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (7) 一時居住 おおむね毎月1日以上の寝食の場（電力、水道等の使用の事実裏付けられるものに限る。）とすることをいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、市内に存する空家で次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 2以上の居室、台所、便所及び浴室を備えているものであること。
- (2) 居住の用に供する部分の床面積が55平方メートル以上であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の規定が適用される区域においてはその敷地が同条に規定する道路に2メートル以上接するものであり、同条の規定が適用されない区域においてはその敷地が道路法（昭和27年法律第180号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）若しくは森林法（昭和26年法律第249号）に基づく道路又は幅員1.8メートル以上の道路と同視し得る形状を有し一般交通の用に供される公有地又は入会地に2メートル以上接するものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、有償取得者又は無償取得者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等の滞納がない者

- (2) 四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年四国中央市条例第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない者
- (3) この告示による補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
（補助対象事業）

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 有償取得者が本人又は三親等内の親族の居住の用に供するために補助対象空家及びその敷地の所有権又は使用権の有償取得（以下「第 1 号事業」という。）
- (2) 有償取得者又は無償取得者が本人又は三親等内の親族の居住の用に供するために補助対象空家を取得した日（相続により取得した場合にあっては相続開始の日とし、譲渡契約により取得した場合にあっては契約を締結した日（停止条件付契約の場合は、その条件が成就した日）とする。以下「空家取得日」という。）の翌日から起算して 2 年を経過する日までに工事業者に請け負わせるリフォーム工事（以下「第 2 号事業」という。）
- (3) 有償取得者又は無償取得者が本人又は三親等内の親族の一時居住の用に供するために空家取得日の翌日から起算して 2 年を経過する日までに工事業者に請け負わせるリフォーム工事（以下「第 3 号事業」という。）
（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の全部又は一部とする。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と 15 万円のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 居住又は一時居住を予定する者（以下「居住等予定者」という。）の住民票の写し（申請者と居住等予定者が異なる場合に限り。）
- (3) 申請者と居住等予定者の関係を証する書類（申請者と居住等予定者が異なる場合に限り。）
- (4) 事業計画書（様式第 2 号）
- (5) 誓約書（様式第 3 号）
- (6) 納税証明書
- (7) 取得する空家及びその敷地の登記事項証明書類（未登記建物にあっては、これに代わる書類。以下同じ。）又はリフォーム工事を行う空家の登記事項証明書類
- (8) 補助対象経費の算出の根拠となる書類
- (9) 取得する空家又はリフォーム工事を行う空家の外観の写真
- (10) リフォーム工事を予定している箇所の写真（第 2 号事業又は第 3 号事業の場合に

限る。)

(11) 他の補助制度の申請書類の写し（他の補助制度を利用する場合に限る。）

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは、必要な条件を付して空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことと決定したときは空家取得・リフォーム支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請等）

第10条 前条の規定による通知を受けた者（補助金の交付の決定を受けた者に限る。以下「補助事業者」という。）は、第8条の規定による申請に係る内容について変更が生じた場合は、空家取得・リフォーム支援事業変更申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、前条の規定を準用する。

（補助対象事業の中止及び廃止）

第11条 補助事業者は、補助対象事業について中止し、又は廃止しようとするときは、空家取得・リフォーム支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに空家取得・リフォーム支援事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績調書（様式第9号）

(2) 補助対象事業に係る契約書類の写し

(3) 補助対象事業に要する経費の支払が確認できる書類の写し

(4) 取得した住宅及びその敷地の登記事項証明書類（第1号事業の場合に限る。）

(5) 工事写真（第2号事業又は第3号事業の場合に限る。）

(6) 他の補助制度の完了報告書の写し（他の補助制度を利用した場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（審査等）

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び同項に規定する現地調査の結果、補助対象工事の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講じるよう補助事業者に求めることができる。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条第1項の規定による審査及び同項に規定する現地調査により補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空家取得・リフォーム支援事業費補助金額確定通知書（様式第10号）により

補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 前条の規定による通知を受けた者は、空家取得・リフォーム支援事業費補助金請求書(様式第 11 号)により市長に請求しなければならない。

(居住等の開始)

第 16 条 居住等予定者は、第 14 条に規定する通知の日(以下「確定通知日」という。)の翌日から起算して 1 月以内に居住又は一時居住(以下「居住等」という。)を開始しなければならない。ただし、特段の事情があり、市長の承認を得たときは、この期限を繰り延べることができる。

2 補助事業者は、補助対象空家における居住等を開始したときは、空家取得・リフォーム支援事業居住開始報告書(様式第 12 号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に報告しなければならない。

3 第 3 号事業の補助事業者は、補助対象空家における一時居住の状況について、空家取得・リフォーム支援事業一時居住状況報告書(様式第 13 号)により市長に報告しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 第 9 条に規定する条件に従わなかったとき。

(4) 確定通知日の翌日から起算して 5 年を経過する日までに補助対象空家を取り壊し、又は第三者に賃貸し、若しくは譲渡したとき。

(5) 確定通知日の翌日から起算して 5 年を経過する日までに居住しなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業に係る証拠書類、帳簿等を整備し、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 19 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 30 日告示第 53 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後において申請する四国中央市空家取得・リフォーム支援

事業費補助金について適用し、同日前に申請した四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

㊞

電話番号

空家取得・リフォーム支援事業費補助金の交付を受けたいので、四国中央市空家取得・
リフォーム支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費 円

2 補助金交付申請額 円

3 補助対象事業の区分

第1号事業 第2号事業 第3号事業

4 添付書類

(1) 申請者の住民票の写し

(2) 居住等予定者の住民票の写し（申請者と居住等予定者が異なる場合に限る。）

(3) 申請者と居住等予定者の関係を証する書類（申請者と居住等予定者が異なる場合に限る。）

(4) 事業計画書（様式第2号）

(5) 誓約書（様式第3号）

(6) 納税証明書

(7) 次に掲げる書類

ア 取得する空家又はリフォーム工事を行う空家の登記事項証明書（未登記建物の場合
にあっては、これに代わる固定資産税納税通知書の写し等）

イ 取得する空家の敷地の登記事項証明書（第1号事業の場合に限る。）

(8) 補助対象経費の算出の根拠となる書類

(9) 取得する空家又はリフォーム工事を行う空家の外観の写真

(10) リフォーム工事を予定している箇所の写真（第2号事業又は第3号事業の場合に
限る。）

(11) 他の補助制度の申請書類の写し（他の補助制度を利用する場合に限る。）

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業計画書

1 申請者

申請者氏名		生年月日	年 月 日
申請者住所			
電話番号			
居住等予定者氏名			
居住等予定者住所			
申請者との続柄			
電話番号			
前所有者	氏名 住所 申請者との続柄（三親等内親族・親族（六親等内）・その他）		

2 空家の登記事項等

主である建物

所在			
家屋番号			
種類			
構造			
床面積	m ²		

附属建物

符号			
種類			
構造			
床面積	m ²	m ²	m ²

所有者（登記名義人）

住所			
氏名			
申請者との関係	本人・被相続人・遺贈者・売主・その他（ ）		

権利部（甲区）に抹消されていない差押登記（あり・なし）

権利部（乙区）に抹消されていない記載事項（あり・なし）

2-2 未登記建物所有の申出（未登記建物の場合に限る。）

四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金の交付を申請するに当たり、その対象とされる建物の所有権が _____ にあることを確認し、次の書類を提出します。

- 固定資産税納税通知書（直近年度分）の写し
- その他（ _____ ）

年 月 日

所有者 _____ 印

3 空家の用途等

主である建物

用 途	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他
住宅部分の割合 (併用住宅の場合)	(住宅部分面積/総床面積)

備考 併用住宅の場合にあっては、住宅部分の割合がわかる計算資料を添付してください。

4 空家になった時期等

空家になった 時期及び契機	年 月 日 住所 氏名 _____ 印
------------------	-----------------------------------

備考

- 1 第1号事業の場合は、売主等（前所有者）に記載を依頼してください。
- 2 第2号事業又は第3号事業の場合は、申請者が記載してください。

5 空家の敷地の登記事項（第1号事業の場合に限る。）

表題部

所在	
地番	
地目	
地積	m ²

所有者（登記名義人）

住所	
氏名	
申請者との関係	本人・被相続人・遺贈者・売主・その他（ ）

権利部（甲区）に抹消されていない差押登記（あり・なし）

権利部（乙区）に抹消されていない記載事項（あり・なし）

6 事業日程

(1) 第1号事業の場合

	時 期	摘 要
融資等申込予定日		
売買契約予定日		
所有権移転登記予定日		
補助事業完了報告予定日		

(2) 第2号事業又は第3号事業の場合

取得経過

空家取得日	年 月 日
取得事由	相続 ・ 贈与 ・ 売買 ・ その他（ ）
前所有者	

リフォーム工事日程

	時 期	摘 要
工事請負契約予定日		
工事着手予定日		
工事完了予定日		
補助事業完了報告予定日		

7 収支予算

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
計	円	計	円

(1) 本補助金以外の補助金

四国中央市木造住宅耐震改修事業補助金

その他当市の補助金 ()

国、愛媛県その他の補助金 ()

(2) 借入金

住宅金融支援機構フラット 35 ()

リバースモーゲージ融資 (住宅金融支援機構リ・バース 60 等)

その他民間金融機関からの融資

その他 ()

8 電力、水道等の使用状況 (第 3 号事業のみ/将来にわたる同意)

電力、水道等の 使用状況に照会 に関する同意	<p>市長が電力事業者、水道事業者等に対して電力、水道等の使用状況を照会する必要があるときは、本補助事業完了後 5 年にわたり、これに同意し、協力します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>契約名義人 氏名</p> <p>(支払者) 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p>
------------------------------	---

誓約書

四国中央市長 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号

居住等予定者 住所
氏名 ㊟
電話番号

空家取得・リフォーム支援事業費補助金の交付に係る申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 居住等予定者は、この空家における居住等について確定通知日から5年以上継続するとともに、地域社会に一員として責務を果たすように努めます。
- 2 申請者は、確定通知日から5年を経過する日までに、この空家を取り壊し、又は売却し、若しくは貸借に供することはありません。
- 3 居住等予定者は、確定通知日の翌日から起算して1月以内に居住等を開始します（特段の事情があるときは、この期限の繰り延べを求めることができます。）。なお、居住等を開始したとき又は一時居住の状況については、所定の様式により報告します。
- 4 申請者、居住等予定者ともに四国中央市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員ではありません。これについて、市が関係機関に対し、照会することについて同意します。
- 5 この告示の規定を遵守し、以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、補助金の一部又は全部を直ちに返還します。
- 6 第2号事業及び第3号事業の補助対象事業であるリフォーム工事並びに第1号事業に伴うリフォーム工事については、市内に所在する営業所において建設業法第3条第1項に基づく許可を受けている建設業者と工事請負契約を締結します。

様式第4号（第9条関係）

空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

様式第5号（第9条関係）

空家取得・リフォーム支援事業費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

空家取得・リフォーム支援事業変更申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名 ④
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助対象事業の内容について、下記のとおり変更したいので、四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 変更の理由

- 2 変更の内容

- 3 変更申請額（増減額） 円

- 4 変更後の交付申請額 円

- 5 添付書類
 - (1) 変更の内容を示す書類（変更案の設計図書、見積書の写し等）
 - (2) 市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

空家取得・リフォーム支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助対象事業を中止（廃止）したいので、四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりその承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

空家取得・リフォーム支援事業実績報告書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、補助対象事業が完了したので、四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助対象事業の区分
第1号事業 第2号事業 第3号事業
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績調書（様式第9号）
 - (2) 補助対象事業に係る契約書類の写し
 - (3) 補助対象事業に要する経費の支払が確認できる書類の写し
 - (4) 取得した住宅及びその敷地の登記事項証明書類（第1号事業の場合に限る。）
 - (5) 工事写真（第2号事業又は第3号事業の場合に限る。）
 - (6) 他の補助制度の完了報告書の写し（他の補助制度を利用した場合に限る。）
 - (7) 市長が必要と認める書類

事業実績調書

1 事業実施経過

(1) 第1号事業の場合

	年月日	摘 要
融資等申込日		
売買契約日		
所有権移転登記日		

(2) 第2号事業又は第3号事業の場合

	年月日	摘 要
工事請負契約日		
工事着手日		
工事完了日		

2 収支決算

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
計	円	計	円

(1) 本補助金以外の補助金

四国中央市木造住宅耐震改修事業補助金

その他当市の補助金()

国、愛媛県その他の補助金()

(2) 借入金

住宅金融支援機構フラット 35 ()

リバースモーゲージ融資（住宅金融支援機構リ・バース 60 等）

その他民間金融機関からの融資

その他 ()

様式第 10 号 (第 14 条関係)

空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり交付額が確定したので、四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

様式第 11 号 (第 15 条関係)

空家取得・リフォーム支援事業費補助金請求書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった補助金について、四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店 支店 支所 出張所
預金の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

備考 口座名義人の欄は、請求者本人名義の口座を記入すること。

空家取得・リフォーム支援事業居住開始報告書

年 月 日

四国中央市長 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった補助金について、四国中央市空家取得・リフォーム支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により、下記のとおり補助対象空家における居住等を開始したことを報告します。

記

1 補助対象事業種別

第 1 号事業 第 2 号事業 第 3 号事業

2 居住等する者の住所及び氏名

住所

氏名

3 居住等を開始した日

年 月 日

注 第 1 号事業又は第 2 号事業については、居住者の住民票の写し(写しでも可)を添え、住民票に記載された住所を定めた年月日を記載すること。

第 3 号事業については、本補助事業終了後に最初に一時居住した日を記載し、一時居住等予定者の住所等に異動があれば住民票の写し(写しでも可)を添付すること。

